ごみ焼却施設 建設談合訴訟 弁護士報酬「1億円」 横浜市に地裁支払い命令

億円の支払いを命じた。 25日、住民側の請求通り上 浜地裁(小川浩裁判長)は を求めた訴訟の判決で、 浜市に弁護士費用の支払 受け、勝訴した住民側が 円の支払いがあったことを 結果、業者から市に約43億 設談合をめぐる住民訴訟の 横浜市のごみ焼却施設量 横浜市が1994、95年度 しなかったため、提訴して が、市が請求に対して回答 の一部に限って請求した の中から弁護士費用相当額 治法に基づき、市に賠償金 支払った。住民側は地方自 2社は9年、市に賠償金を 定。判決は最高裁で確定し、 事で入札談合があったと認 に発注したごみ焼却施設工 (戸田貴也)

上で、全国の裁判例と同様 酬を約2億円と算出。その 弁護士報酬規定に基づく報 判決は、43億円のうち、

額などを総合考慮し、 に住民訴訟の難しさや女 士の労力、市が回収した。

億円が相当」と結論付け 原告代理人の大川隆司力

とそれぞれコメントした。 精査し対応を検討したい」 い」、横浜市は「判決内容を められたことは評価した 護士は「請求通りの額が認 横浜地裁は2006年、